

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名
	新	旧	
県道	冬師西目線	冬師西目線	由利本荘市西目町西目字笹越三四番地先から字田高六七番一地先まで
区間	〃	〃	敷地の幅員(メートル) 四・二〇〇〜三・〇〇〇 一・二・四〇〇〜四・四・〇〇〇
			延長(キロメートル) 〇・五九四 〇・五八五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年六月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第三百十二号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十九年六月八日

秋田県知事 寺田典城

変更後	変更前
売りさばき人の事務所の所在地及び名称 雄勝郡東成瀬村田子内字上野六七番地二 東成瀬村商工会	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三〇番地一 東成瀬村商工会

〇道路区域の変更(三一一・道路課)……………1
 〇証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(三一二・会計管財課)……………1
 〇証紙売りさばき場所の変更の承認(三一二、三一四・会計管財課)……………1
 〇特定調達契約に係る一般競争入札の実施(施設調整課)……………2
 〇土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………2
 〇土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)……………2
 〇土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……………2
 人事委員会規則……………1

公告

〇土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………2
 〇土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)……………2
 〇土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……………2
 人事委員会規則……………1

秋田県告示第三百十三号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十九年六月八日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	変更後	変更前
雄勝郡東成瀬村田子内字上野六七番地二 東成瀬村商工会	雄勝郡東成瀬村田子内字上野六七番地二 東成瀬村商工会	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三〇番地一 東成瀬村商工会

秋田県告示第三百十四号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十九年六月八日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	変更後	変更前
由利本荘市中町二七番地 由利本荘地区交通安全協会	由利本荘市中町二七番地(由利本荘警察署内) 由利本荘市矢島町七日町字熊の堂一四番地三(由利本荘警察署矢島交番内)	由利本荘市中町二七番地(由利本荘警察署内) 由利本荘地区交通安全協会

〇人事委員会規則一〇一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………2

告示

秋田県告示第三百十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十九年六月八日
 秋田県知事 寺田典城

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 役務の名称及び数量

秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会仮設大型映像装置設置管理業務委託 一式

(二) 役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日から平成十九年十一月三十日(金)まで

(四) 履行場所

別途指示する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次の各号によらなければならない。

ア 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

イ 委託業務に従事する技術者を専任で一人以上配置できること。

ウ 過去五年間に屋外イベントにおいて五百インチ以上のフルカラー大型映像装置を仮設で設置し放映等の設営管理業務を受託した実績を有すること。

エ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

オ 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一五号

秋田県総務企画部国体・障害者スポーツ大会局施設調整課

(電話番号〇一八八六〇一五二二五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年六月八日(金)から六月二十七日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十九年七月十八日(水) 午前九時三十分

五 秋田県庁第二庁舎五階 第五十二会議室
入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条及び第百六十三条に規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Subject matter and quantity of the services to be required: Temporary large-size LED screen for the opening and closing ceremony in the Akita Wakasugi National Athletic Meet

2 Time-limit of tender: 9:30 A.M. 18 July, 2007

3 Contact point for the notice: Facility Planning Division, Bureau for National Sports Events, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, Japan TEL 018-860-5215

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、合川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年五月三十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、美郷町千畑土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(外川原地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十九年六月十一日から同年七月六日まで

三 縦覧場所 美郷町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区

認可年月日 平成十九年四月三日

二 羽後町土地改良区

認可年月日 平成十九年四月三日

三 秋田県雄勝町土地改良区

認可年月日 平成十九年四月二十七日

四 湯沢市中央土地改良区

認可年月日 平成十九年五月十八日

人事委員会規則

人事委員会規則一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
 人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「及び一部事務組合」を、「一部事務組合及び広域連合」に改める。

第三条中「よつて」を「よつて」に、「あつた」を「あつた」に改める。

別表第一男鹿市本庁の項中「局長、次長」を「局長、副局長」に、「局長、課長」を「局長、課長、次長」に、「主査」を「主任」に、「会計課一課長」を「会計課一会計管理者、課長」に改め、同表男鹿市出先機関の項中

「保健福祉セ」所長、副所長

「保健福祉セ」所長、副所長

「保健福祉セ」所長、副所長

「支所長」に改め、同表由利本荘市本庁の項中「部の次長、政策監」を「政策監、部の次長」に改め、「CATVセンター所長」を削り、「収入役室一室長」を「出納室一会計管理者、室長」に改め、同表北秋田市本庁の項中「会計課一課長」を「会計課一会計管理者、課長」に改め、同表小坂町本庁の項中「町長部局一課長、参事」を「町長部局一課長、参事」に改め、同表藤里町本庁の項中「主席係長」を「主席係長」

に改め、同表藤里町本庁の項中「主席係長」を「主席係長」

に、「教育委員会」教育長、主幹、教育次長

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

「出納室」を「教育委員会」事務局

同表鹿角広域行政組合本庁の項中「局長、次長」を「局長、次長」に改め、同表に次のように加える。

秋田県 後期高齢者医療広域連合	事務局 会計室	局長、次長、課長 会計管理者
--------------------	------------	-------------------

附則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄